

（業務名称）：JICA DXLab 支援業務 第3期
（公告日：2025 年5 月16 日／公告番号：25a00190）について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部次長（契約担当）

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	P34-35	（１）DX 構想案件リスト （２）DX 共創案件	公共案件における公平性に鑑みて、仕様書 p 3 4、p 3 5に記載されている第１期・第２期におけるＤＸ構想案件およびＤＸ共創案件の成果物をご共有いただけますでしょうか（機密保持契約が必要であればその旨合意いたします）	以下の通り、機密保持誓約書（※）をJICAと取り交わしの上で閲覧資料として開示します。 ①閲覧方法：事前予約をして機構の用意した PC（最大 2 台）にて閲覧可能 ②閲覧期間：2025 年6月11日（水）～2025年6月13日（金） ③閲覧時間：14:00～17:00 ④閲覧場所：発注者本部（二番町センタービル（麹町））内会議室 1 室にて閲覧。複数閲覧者（社）がある場合は 1 室を共有する。 ⑤禁止事項：閲覧資料は、複写、撮影、会議室外への持ち出し、データ送信、その他機構が認めない使用方法是不可。 ⑥予約申込方法及び予約のキャンセルまたは変更方法：予約希望日の 2 営業日前の正午までに下記の閲覧予約申込用メールアドレス宛に機密保持誓約書1 PDF を添付の上、メールにて依頼すること（電話申込は不可）。予約申込メールに対する機構からの返信メールをもって、新規予約、予約の変更及びキャンセルを確定とする。 【閲覧予約申込】 宛先：gpgsd@jica.go.jp 件名：【閲覧依頼】（25a00190）_（法人名）_JICA DXLab 支援業務 第3期 ※機密保持誓約書の雛形 https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html
2	P19-20	（２）DX 広報支援	過去の広報活動について、これまでの実施内容・規模を把握するため、具体的なカンファレンス参加・イベント実施・外部記事掲載等の実績を共有いただけますか	過去に発信した広報資料等は以下URLよりご確認ください。また、DXLab支援業務第1期・第2期契約において関与したカンファレンスのうち代表的なものは、COP28、COP29、CBD-COP16、Global DPI Summit 2024、Global Technology Summit 2024、DPGA Annual Meeting 2024、広島AIプロセスフレンズ会合、GPAI Tokyo Innovation Workshop等で、約6件/年程度です。 https://www.jica.go.jp/activities/issues/digital/media_info.html https://www.jica.go.jp/about/dx/jicadx/index.html
3	P21-25	（４）DX共創案件	第１・２期のDX構想案件を引き継いでDX共創案件を実施すること、およびDX共創案件の継続フェーズを第3期の事業内で実施することは想定されるでしょうか	第1・2期で実施中のDX構想案件・DX共創案件の一部は、第3期で引き継いで実施することを想定しています。
4	P23	（４）②DX共創案件に係る知的財産等	DX共創案件を通じて生じる知的財産権等に係る所有権その他は原則として開発途上国の政府実施機関ないしはデジタルパートナー（DPI・DPGsに関してはJICAの可能性もあり）に帰属させることを原則とするとありますが、開発において、受注者またはデジタルパートナーの既存の知的財産等を活用した場合、契約書（案）第12条5項記載の著作権の取扱いと同様に、既存の知的財産権に関する権利は受注者またはデジタルパートナーに留保されると理解してよろしいでしょうか。	原則、既存の知的財産等を活用した場合、権利は既存の所有者に留保されます。なお各DX共創案件の性質やステークホルダーの意向を考慮しつつ、一件一件のDX共創案件において、デジタルパートナーとの契約条件（知的財産権等に係る所有権等の条件含む）を整理・設定しています。
5	P39	評価表	技術提案書の形式は、指定の構成（社としての経験、業務の実施方針、業務従事者の経験等）が記載されていれば、様式は「応札者独自の様式」を使用できる、の独自の様式について、解釈の幅を確認させていただきたく存じます。具体的には、（１）WordではなくPPT（A4横）が可能か、（２）全体ページ数の指定はないが、最小・最大枚数の指定はないと解釈してよろしいでしょうか（評価表で指定がある場合以外）	(1) PPT使用も可とします。 (2) 最小・最大枚数の指定はありませんが、常識的な枚数にしてください(目安最大150頁迄)。
6	P40	経費の費目構成	直接人件費における要員種別および単価について、仕様に示された各要員種別の想定業務量目安を参照しつつ、独自に要員種別を定義し、それぞれの単価を設定することは問題ないでしょうか	別添「入札金額内訳書」の※に記載の通り、独自に要員種別を定義し、それぞれの単価を設定することは妨げません。但し、入札説明書 第2業務仕様書案に記載の想定ポジション別の業務レベル/役割と想定工数から過度な逸脱はしない形で、要員種別の定義及び単価設定を行ってください（許容しかねる例：仕様書記載の「コンサルタント」の役割より下位のポジションを新たに設定し過度に工数を振り分ける等）
7	参考様式	様式2（その１）業務従事者経歴書	独自の様式を使用する場合、業務従事者経歴書様式に記載されている内容はすべて必須でしょうか？具体的には、海外人材は雇用保険に該当する情報がなく、その場合雇用保険情報は記入せずともよろしいでしょうか？また、日本国内で雇用されていない人員について特に提出が必要な書類があればご教示をお願いいたします。	業務従事者経歴書様式に記載されている内容は可能な範囲で極力記入頂くようお願いいたします。雇用保険に関する情報が無ければ記載不要です。また日本国外で雇用されている人員に関してのみ特別に必要な書類等はありません。

通番	該当頁	項目	質問	回答
8	参考様式	様式2（その1） 業務従事者経歴書	業務従事者経歴書様式に記載された内容がすべて必須かどうかに関連し、「外国語」の「自己申告」について各項目の記載内容の目安はあるでしょうか？また、外国人で英語ネイティブの場合はその旨を記載すればよろしいでしょうか。	JICAコンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン別添資料6「語学能力の評価基準」に則りご記入ください。 https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/_icsFiles/afieIdfile/2025/04/25/proposal_guideline_20240425.pdf
9	P39	評価表	掲載する実績については、現在実施中のものも含めて構わないでしょうか。可の場合、実施中のものを記載する場合の留意点があればご教示ください	実績について現在実施中のものを含めて構いません。但し、活動初期段階で成果が僅少な活動は実績としてカウントしない可能性があります。
10	p24	第2 5.（1）業務実施体制	「案件対象国ないし当該地域の現地事情に知悉した外国人人材を、主たる業務従事者として活用すること」とあるが、海外地域における主たる業務従事者は、現地に居住する日本人でも問題ないか。	当該国・地域の現地事情に知悉し、現地ベースで活動する日本国籍の人材でも構いません。
11	P24	第2 5.（1）業務実施体制	「案件対象国ないし当該地域の現地事情に知悉した外国人人材を、主たる業務従事者として活用すること」とあるが、この海外地域における主たる業務従事者は、業務主任者または副業務主任者と兼務することは可能か	引用箇所はDX 構想支援・共創支援業務に関する記載であり、右業務に関して業務主任者または副業務主任者が従事することは当然に想定されます。そのうえで、「現事情に知悉した外国人人材を業務主任者または副業務主任者とすることは可能か」との問いに関して、本業務の運用に関して日本語での様々なやり取りも必要であることから、いずれかまたは両方を日本人（ないし日本語ネイティブ人材）としてください。
12	p24 および p38	第2 5.（1）業務実施体制、 評価表 3. 評価対象となる業務従事者	「案件対象国ないし当該地域の現地事情に知悉した外国人人材を、主たる業務従事者として活用すること」とあり、評価表では評価対象の業務従事者として、海外現地人材は、各地域1名選定することを想定した書きぶりとなっている。1地域から2名選定し、役割分担等がはっきりしていれば兼務体制とすることは可能か	入札説明書 第3技術提案書の作成要領 別紙「評価表」の記載のとおり、東南アジア・太平洋地域、南アジア地域、サブサハラアフリカ及び中東・北アフリカ地域の各地域における、本業務に継続的に従事するパートナー・マネージャークラス想定 of 海外現地人材3名を評価対象とします。但し、DX構想支援・共創支援業務に関する業務従事者として、提案書に記載以外の人員を配置頂くことは構いません。
13	p41	第4 1.（1）2）直接経費	「660,000 千円（税抜）を定額計上ください。なお当該経費は、入札時点でその適切な見積もりが困難であることから、定額で入札金額に計上することにより、価格競争の対象としません。」とあるが、入札金額の内数に660,000千円をそのまま計上し、ここは固定（値引き等の対象とはしない）との理解であってか	ご理解のとおりです。定額計上の金額はそのまま入札額に含めてください。
説明書の訂正				
通番	該当頁	項目	訂正前	訂正後
14	P70	手続・締切日時一覧	「資料閲覧の申請」に関する記載無し	「資料閲覧の申請」に関し追記